

仙台市議会訓令第一号

仙台市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月二十六日

仙台市議会議長 野田 譲

仙台市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

仙台市議会事務局処務規程（昭和五十二年仙台市議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(専決事項)</p> <p>第五条 次の各号に定める事項は、局長の専決事項とする。</p> <p>一 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>二 次長、参事及び課長の職（これと同等の職を含む。<u>以下この項において同じ</u>。）にある者の職務専念義務免除、休暇、欠勤及び超過勤務命令並びに係長の職（これと同等の職を含む。<u>以下この条</u>において同じ。）以下の職にある者の営利企業等の従事許可及び公務災害の認定に関する事</p> <p><u>三 次長及び参事の職にある者の内国旅行命令、課長の職にある者の旅行命令及び係長の職以下の職にある者の外国旅行命令に関する事</u></p> <p>[四～七 略]</p> <p>2 次の各号に定める事項は、課長の専決事項とする。</p> <p>一 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>二 <u>係長以下の職にある者の職務専念義務免除、休暇、欠勤、超過勤務命令及び内国旅行命令に関する事</u></p> <p>三 [略]</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第五条 次の各号に定める事項は、局長の専決事項とする。</p> <p>一 [略]</p> <p><u>二 外国旅行に関する事</u></p> <p>三 次長、参事及び課長の職（これと同等の職を含む。）にある者の職務専念義務免除、休暇、欠勤及び超過勤務命令並びに係長の職（これと同等の職を含む。<u>次項第三号</u>において同じ。）以下の職にある者の営利企業等の従事許可及び公務災害の認定に関する事</p> <p><u>[削る]</u></p> <p>[四～七 略]</p> <p>2 次の各号に定める事項は、課長の専決事項とする。</p> <p>一 [略]</p> <p><u>二 内国旅行に関する事</u></p> <p>三 <u>係長の職以下の職にある者の職務専念義務免除、休暇、欠勤及び超過勤務命令に関する事</u></p> <p><u>四 [略]</u></p>

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(議会事務局庶務課)